

議第 6 9 号

高島市過疎地域に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

高島市長 福 井 正 明

高島市過疎地域に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

高島市過疎地域に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 4 条までを次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の規定により、法第 3 条に規定する過疎地域として公示された本市の区域（以下「過疎地域」という。）のうち、法第 8 条第 1 項の規定により本市が定める過疎地域持続的発展市町村計画（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第 2 3 条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）または旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得または製作もしくは建設をいい、建物およびその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕または模様替をいう。）のための工事による取得または建設を含む。以下同じ。）をした者について、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 6 条第 1 項の規定により、固定資産税を免除し、もって人材の確保および育成、雇用機会の拡充、地域格差の是正等を図り、過疎地域の持続的発展を支援することを目的とする。

（課税免除の要件等）

第 2 条 市長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日（以下「公示日」と

いう。) から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた前条に規定する業種で租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表第1号または同法第45条第2項の表第1号の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設または増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

(1) 製造業または旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等または農林水産物等販売業 500万円
(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によつて、固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部または一部を取り消すものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の高島市過疎地域に係

る固定資産税の課税免除に関する条例第2条および第3条に規定する特別償却設備を新設し、もしくは増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。